

●子ども・子育て支援新制度では、認定子ども園・幼稚園(新制度に移行する)・保育所を通じた共通の「給付施設型給付」を創設し、市町村の確認を受けた施設の利用にあたって財政支援を保障する。

●給付費の基本構造

- 施設型給付費(認定こども園、幼稚園、保育所共通の給付費)
 - 地域型給付費(小規模保育、事業所内保育、家庭的保育等の給付費)
- 創設

市町村の確認を
受けた施設等

基本構造

財政的な支援を保障 「施設型給付費」＝「公定価格」－「利用者負担額」

※保育所についてのみ、利用者負担額を市町村が徴収し、公定価格を委託費として受領する仕組みが残る

●新制度における利用者負担については、世帯の所得の状況その他の事情を勘案して定めること(応能負担)とされており、現行の幼稚園・保育所の利用者負担の水準を基に国が定める水準を限度として、実施主体である市町村が定めることとなる。

●利用者の手続きに係る負担の軽減や実施主体である市町村の事務の簡素化を図るため、新制度の利用者負担の所得階層の区分を決定するにあたっては市町村民税額を基に行う。

新制度における利用者負担の方針について

内 容		現 行	国の方針	岩出市方針案
1号（教育利用者）子どもの利用者負担の額の決定		私立幼稚園が個別に決定	市町村が決定	岩出市が決定
2、3号子どもの利用者負担額の決定		岩出市が決定	市町村が決定	岩出市が決定
利用者負担の所得階層の区分	1号子ども	5区分（就園奨励費で補助）	5区分	5区分
	2、3号子ども	8区分	8区分 保育標準時間・保育短時間	8区分 保育標準時間・保育短時間
1号子ども利用者負担の所得階層区分の決定方法		市町村民税の所得割税額を基に決定（就園奨励費で補助）	市町村民税の所得割税額を基に決定	市町村民税の所得割税額を基に決定
2、3号子ども利用者負担の所得階層区分の決定方法		所得税額を基に決定	市町村民税の所得割税額を基に決定	市町村民税の所得割税額を基に決定
利用者負担の軽減（多子軽減）	1号子ども	小学校3年生以下の児童を2人以上養育しており、幼稚園を利用している場合は、2人目以降は就園奨励費補助基準額表（※別添）に基づき補助	小学校3年生以下の児童を2人以上養育しており、幼稚園等を利用している場合は、2人目は1/2、3人目以降は無料（所得制限なし）	小学校3年生以下の児童を2人以上養育しており、幼稚園等を利用している場合は、2人目は1/2、3人目以降は無料（所得制限なし）
利用者負担の軽減（多子軽減）	2、3号子ども	就学前の児童を3人以上養育しており、保育所等を同時に利用している場合は、2人目は1/2、3人目以降は無料（所得制限なし） また、18歳未満の児童を3人以上養育している場合は、保育所等を同時に利用してなくても、3人目以降、3歳未満児は無料（所得制限なし）	就学前の児童を3人以上養育しており、保育所等を同時に利用している場合は、2人目は1/2、3人目以降は無料（所得制限なし）	就学前の児童を3人以上養育しており、保育所等を同時に利用している場合は、2人目は1/2、3人目以降は無料（所得制限なし） また、18歳未満の児童を3人以上養育している場合は、保育所等を同時に利用してなくても、3人目以降、3歳未満児は無料（所得制限なし）

利用者負担金(案1)1号<3歳~5歳 教育>

●岩出市では、国の基準を基に現行利用者負担額水準を超えないように、国の平均利用者負担(308,000円)と岩出市の現行利用者負担(264,000円)の割合の差(85%)を利用し、国基準保育料の85%で設定

●ただし、第1階層は生活保護費の私立幼稚園の扶助がないため国基準どおり0円、第2階層は85%で設定した場合、2号認定の保育料案より利用時間の短い1号認定の方が高くなるため、2号認定の保育料と同額

国の新制度基準		【新制度】岩出市	【現行】岩出市
階層区分	新制度における利用者負担 (平均保育料 308,000円/年)	利用者負担金案 (月額)	現行利用者負担 (平均保育料 264,000円/年)
	利用者負担額 (月額)		利用者負担額 (月額)
① 生活保護を受けている世帯	0円	0円	4,030円
② 市民税非課税世帯 市民税所得割非課税世帯 (均等割のみ課税)	9,100円	5,600円 (2号の②に同じ)	10,380円
③ 市民税所得割課税額 (77,100円以下)	16,100円	13,680円 (国基準 85%)	15,280円
④ 市民税所得割課税額 (211,200円以下)	20,500円	17,420円 (国基準 85%)	18,370円
⑤ 市民税所得割課税額 (250,000円以下)	25,700円	21,840円 (国基準 85%)	22,000円
上記以外			

利用者負担金(案)2号<3歳~5歳保育必要>

●岩出市では、国の基準を基に現行利用者負担額水準を超えないように、保育標準時間については第1階層から第8階層までは現行どおり、保育短時間については第3階層から第8階層までは、国の考え方である保育標準時間認定の▲1.7%で設定、第2階層は国基準同様保育標準時間と保育短時間を同額で設定する。

【現行】保育料			【新制度】国基準保育料			【新制度】岩出市案		
階層区分		国徴収基準	岩出市保育料	階層区分	保育標準時間 (11時間)	保育短時間 (8時間)	保育標準時間 (11時間)	保育短時間 (8時間)
①	生活保護世帯	0円	0円 (国基準 100%)	生活保護世帯	0円	0円	0円 (国基準 100%)	0円
②	市民税非課税 (~256万円)	6,000円	5,600円 (国基準 93.3%)	市民税非課税 (~256万円)	6,000円	6,000円	5,600円 (国基準 93.3%)	5,600円 (標準 100%) 0円
③	市民税課税 (~300万円)	16,500円	16,000円 (国基準 97.0%)	市民税所得割 48,600円未満 (~300万円)	16,500円	16,300円	16,000円 (国基準 97.0%)	15,700円 (標準 ▲1.7%) -300円
④	所得税額 40,000円未満 (~420万円)	27,000円	26,200円 (国基準 97.0%)	市民税所得割 97,000円未満 (~420万円)	27,000円	26,600円	26,200円 (国基準 97.0%)	25,700円 (標準 ▲1.7%) -500円
⑤	所得税額 103,000円未満 (~600万円)	41,500円	28,100円 (国基準 67.7%)	市民税所得割 169,000円未満 (~600万円)	41,500円	40,900円	28,100円 (国基準 67.7%)	27,600円 (標準 ▲1.7%) -500円
⑥	所得税額 413,000円未満 (~800万円)	58,000円	28,600円 (国基準 49.3%)	市民税所得割 301,000円未満 (~800万円)	58,000円	57,100円	28,600円 (国基準 49.3%)	28,100円 (標準 ▲1.7%) -500円
⑦	所得税額 734,000円 (~1,080万円)	77,000円	29,100円 (国基準 37.7%)	市民税所得割 397,000円 (~1,080万円)	77,000円	75,800円	29,100円 (国基準 37.7%)	28,600円 (標準 ▲1.7%) -500円
⑧	所得税額 734,000円以上 (1,080万円~)	101,000円	30,300円 (国基準 30%)	市民税所得割 397,000円以上 (1,080万円~)	101,000円	99,400円	30,300円 (国基準 30%)	29,700円 (標準 ▲1.7%) -600円

利用者負担金(案)3号<0歳~2歳保育必要>

●岩出市では、国の基準を基に現行利用者負担額水準を超えないように、保育標準時間については第1階層から第8階層までは現行どおり、保育短時間については第3階層から第8階層までは、国の考え方である保育標準時間認定の▲1.7%で設定、第2階層は国基準同様保育標準時間と保育短時間を同額で設定する。

【現行】保育料			【新制度】国基準保育料			【新制度】岩出市案		
階層区分		国徴収基準	岩出市保育料	階層区分	保育標準時間 (11時間)	保育短時間 (8時間)	保育標準時間 (11時間)	保育短時間 (8時間)
①	生活保護世帯	0円	0円 (国基準 100%)	生活保護世帯	0円	0円	0円 (国基準 100%)	0円
②	市民税非課税 (~256万円)	9,000円	8,500円 (国基準 94.4%)	市民税非課税 (~256万円)	9,000円	9,000円	8,500円 (国基準 94.4%)	8,500円 (標準 100%) 0円
③	市民税課税 (~300万円)	19,500円	18,900円 (国基準 96.9%)	市民税所得割 48,600円未満 (~300万円)	19,500円	19,300円	18,900円 (国基準 96.9%)	18,500円 (標準 ▲1.7%) -400円
④	所得税額 40,000円未満 (~420万円)	30,000円	28,800円 (国基準 96.0%)	市民税所得割 97,000円未満 (~420万円)	30,000円	29,600円	28,800円 (国基準 96.0%)	28,300円 (標準 ▲1.7%) -500円
⑤	所得税額 103,000円未満 (~600万円)	44,500円	43,100円 (国基準 96.9%)	市民税所得割 169,000円未満 (~600万円)	44,500円	43,900円	43,100円 (国基準 96.9%)	42,300円 (標準 ▲1.7%) -800円
⑥	所得税額 413,000円未満 (~800万円)	61,000円	57,400円 (国基準 94.1%)	市民税所得割 301,000円未満 (~800万円)	61,000円	60,100円	57,400円 (国基準 94.1%)	56,400円 (標準 ▲1.7%) -1,000円
⑦	所得税額 734,000円 (~1,080万円)	80,000円	76,000円 (国基準 95.0%)	市民税所得割 397,000円 (~1,080万円)	80,000円	78,800円	76,000円 (国基準 95.0%)	74,700円 (標準 ▲1.7%) -1,300円
⑧	所得税額 734,000円以上 (1,080万円~)	104,000円	83,000円 (国基準 79.8%)	市民税所得割 397,000円以上 (1,080万円~)	104,000円	102,400円	83,000円 (国基準 79.8%)	81,500円 (標準 ▲1.7%) -1,500円